八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　日号外　ページ
　三一　71　八三
　○財務省、農林水産省
三　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
　一八　56　四四
四　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件
　一八　56　四五
五　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件
　一八　56　四五
六　中小漁業融資保証法第二条第三項の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七一
七　中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件の一部を改正する件
　三一　71　八三
　○財務省、農林水産省、経済産業省
二　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項の一部を改正する告示
　三一　70　八七二
三　株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七三
　○財務省、経済産業省
一　事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示
　三一　71　八五
二　事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示
　三一　71　八七
　○国税庁
三　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件
　三一　70　八七四
四　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づく国税庁長官の権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件
　三一　70　八七四
五　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七五
六　個人情報の保護に関する法律に基づき財務大臣から国税庁長官に委任された権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件
　三一　70　八七五
七　所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七六
八　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第九項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七六
九　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七六
一〇　消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件
　三一　70　八七七
一一　酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七七
一二　法人税法施行規則第八条の三の十第三項の表の第一号の上欄及び第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七七
一三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八七八
一四　国税徴収法施行規則第一条の四第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件の一部を改正する件
　三一　70　八八一
一五　国税庁長官の権限に属する事務の一部を国税局長及び税務署長に取り扱わせる件の一部を改正する件
　三一　特37　三三三
一六　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件
　三一　特37　三三一
一七　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件
　三一　特37　三三二
一八　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件
　三一　特37　三三三
一九　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件
　三一　特37　三三三
二〇　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件
　三一　特37　三三六
二一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件
　三一　特37　三三七